

■障害者計画策定に向けた基本方針と主な課題について

(1) 障害福祉施策の動向について

障害福祉施策に関する法律や制度は、第4次岸和田市障害者計画策定（平成29年3月）以降も、国がパブリックコメントを経て障害者基本計画（第4次）を閣議決定（平成30年3月）するなど、より一層の充実を目指し変化を続けています。

また、障害者活躍推進プラン（*）の公表や間近に迫った東京パラリンピックの開催など、障害者（児）の社会での活躍をより積極的に支援する動きも高まっています。

本市においても障害福祉施策の基本方向をしっかりと見定めながら、共に生きる社会づくりを進めていくことが計画策定において重要です。

年	障害福祉施策に関する主な動き	本市	
		障害者計画	障害(児)福祉計画
平成19年	・障害者権利条約に署名	第2次計画の策定	第1期計画の策定
平成20年	・児童福祉法の改正 ・障害者権利条約が発効		第2期計画の策定
平成21年	・障害者制度改革推進会議		
平成22年			
平成23年	・障害者基本法の改正		
平成24年	・児童福祉法の改正 ・障害者虐待防止法の施行	第3次計画の策定	第3期計画の策定
平成25年	・障害者総合支援法の施行 ・障害者優先調達推進法の施行		
平成26年	・障害者権利条約の批准		
平成27年	・難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		第4期計画の策定
平成28年	・障害者差別解消法の施行 ・障害者雇用促進法一部施行		
平成29年		第4次計画の策定	
平成30年	・障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法、障害者雇用促進法の改正 ・障害者基本計画（第4次計画）		第5期計画の策定 第1期障害児福祉計画の策定
平成31年	・障害者活躍推進プラン公表		
令和2年		* 計画策定作業の開始（現在）	
令和3年		第5次計画の策定	第6期計画の策定 第2期障害児福祉計画の策定

- * 障害者活躍推進プランとは…「共生社会」の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において進めるべき政策を示しています。障害者が個性や能力を生かして日本の未来を切り開くための施策を横断的、総合的に推進していくものとなっています。

(2) 今後の施策推進に向けた課題

障害や障害者（児）の概念が多様化する中、現行の「第4次障害者計画」「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」策定以降の新たな法制度の整備を踏まえると、障害や障害のある人に対する理解や、関連する理解促進・周知活動は、ますます重要になっています。

特に障害者差別解消法では、障害のある人が障害のあるなしにかかわらず平等に生活できる社会づくりのために、過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫を「合理的配慮」として位置づけており、本市の新たな計画の中でも重要な項目の一つとする必要があります。

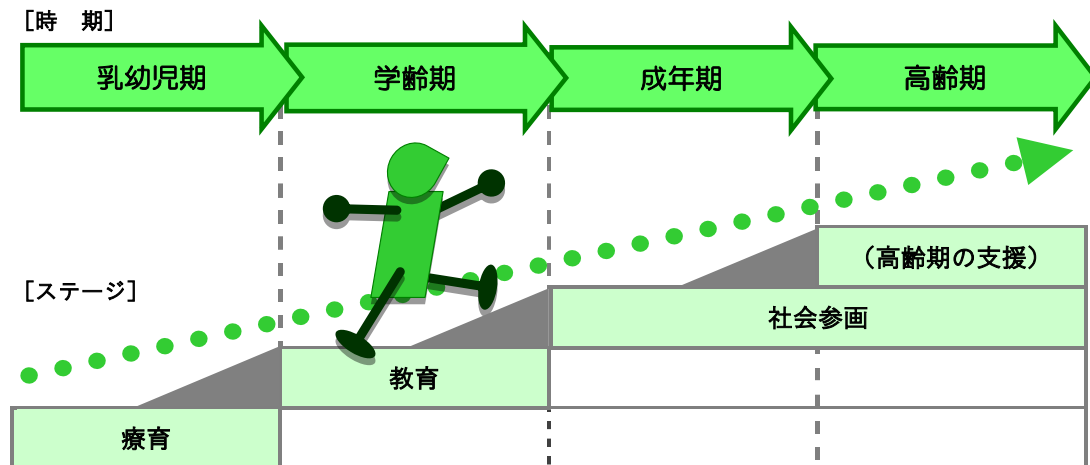
さらに、市民一人ひとりの理解を深めるために、地域に密着した機会（場）での学習・研修等の一層の充実が必要になります。地域での気づき・交流を通じた、障害のある人への寄り添いも重要です。

分 野	想定される主な課題・留意点、施策ニーズ等
計画全般	○障害の概念・定義の明記 ○発達障害や高次脳機能障害のある人、難病（特定疾患）患者等への支援施策 ○当事者・家族の高齢化、障害の重度化・重複化の進行等を受けた対応策の検討
相談支援、権利擁護	○相談支援体制の充実、成年後見等権利擁護に関わる事業の推進 ○障害のある人に対する虐待防止に向けた取り組みの充実
障害福祉サービス	○サービス提供水準の向上、社会資源の充実 ○グループホーム等の充実、入所ニーズへの対応
保健・医療	○精神保健福祉、難病分野での連携強化、事業の充実 ○医療的ケアの必要な人の増加傾向を受けた対応策の検討
発達支援、教育	○「共に学び、共に育つ」保育・教育の一層の充実、障害児に対する切れ目のない支援体制づくり ○卒業後の進路の確保に向けたニーズへの対応
雇用・就労、社会参加	○就労機会の一層の拡大、一般企業・事業所との連携による就労支援ネットワークの充実 ○福祉的就労の場の充実、工賃アップに向けた取り組みの充実 ○精神障害者が気軽に立ち寄れる居場所や相談の場づくり
理解促進・交流	○障害や障害のある人への理解を深める活動の一層の充実、人権施策との連携
生活環境	○地域の中で暮らすための多様な住まいの確保 ○重度障害のある人の社会参加に向けた環境整備、移動支援の充実
地域福祉、生活安全	○障害のある人や家族の孤立防止、地域で支え合う体制づくり ○災害・緊急時の支援体制の強化、福祉避難所の設置・充実

①ライフステージに応じた一貫した支援施策の展開

障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係、障害児支援のためのサービス、地域包括支援システムの構築など、個々の状況に応じてサービスを複合的に利用する場合への対応が求められています。

また、家族のあり方やライフスタイルが多様化する中、利用者の福祉ニーズも多様化が進んでいます。そのため、乳幼児期から高齢期に至るまで、さまざまな障害の特性とライフステージに応じた切れ目のない支援施策を展開することは、これまで以上に重要な課題といえます。



②新しい福祉のまちづくり「地域共生社会」

これまでの福祉サービスは、高齢者、子ども、障害者など対象ごとの充実を目指して進められてきましたが、世帯の中でさまざまな分野の課題が絡み合って複雑化している場合や、一つの世帯で複数課題を抱えている状況がみられます。こうした課題に対して、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う必要性が高まっています。

◆「我が事・丸ごと」の地域共生社会

国は、平成 28 年 7 月に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』を設置し、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けての取組を進めています。「我が事・丸ごと」の地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会実現に向けた 3 つの観点

「我が事・丸ごと」の地域づくり
包括的な支援体制の整備

地域の実情に合った総合な
福祉サービスの提供

専門人材の育成

(3) 障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画について

「障害者計画」は障害者基本法第 11 条の 3 に基づいて定める、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画です。国の定める障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、市町村における障害者の状況等を踏まえて策定することとされています。

本市の障害者計画は、国の策定方針に従い中長期計画（計画期間は 5 年度から 10 年度）とし、障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間（3 年）との整合性を勘案し 6 年ごとに定めていきます。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根 拠 法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間 (国の基本指針)	中長期（概ね 5 ～10年）	3 年間	
本市の計画	第 5 次岸和田市障害者計画 令和 3 ～ 8 年度	第 6 期岸和田市障害福祉計画・ 第 2 期岸和田市障害児福祉計画 令和 3 ～ 5 年度	
計画内容	障害者のための施策に関する <u>基本的事項を定めます</u>	両法に定める障害(児)福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めます	

[参考]

＊ 障害者基本法（抜粋）

第十一条 （第 1 項・第 2 項略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

＊ 障害者総合支援法（抜粋）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

＊ 児童福祉法（抜粋）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量